

請願 第 11 号

受付 令和 7 年 7 月 28 日

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める請願

紹介議員 関 川 翔

・請願趣旨

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021 年 3 月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は 2025 年度までに 35 人に引き下げられました。また、中学校においては 2026 年度から引き下げる方針となっています。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006 年度に国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率 2 分の 1 への復元が必要です。

今国会では、学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善をはかるとして、給特法等の一部改正法案が国会に提出されています。法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備がはかられるものの、「業務の 3 分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

・請願事項

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

令和 7 年 7 月 28 日

請願者代表

住所 茨城県水戸市笠原町 978-46
茨城教育会館 2F

氏名 茨城県教職員組合

井坂 功一 ほかに 244 人

取手市議会議長 殿

請願 第12号

受付 令和7年8月25日

旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として
整備することを求める請願

紹介議員 金澤 克仁 岡口すみえ 杉山 尊宣

・請願趣旨

旧吉田保育所は、かつて地域の子どもたちの保育の場として親しまれてきました。しかし、令和2年に隣接する保育所との統廃合に伴う閉所以降、旧吉田保育所跡地はおよそ5年間、未利用地のままとなっています。

これまでの市からの説明では、この跡地に雨水抑制施設の整備を検討しているとの事ですが、現時点では整備の詳細は決まっていません。

市民にとって地域の公共空間は憩いの場であり、交流の場でもあります。特に、小さなお子様を持つ家庭や高齢者、また運動や交流の場を求める市民にとって、身近な場所にあり気軽に訪れることができる広場の存在は、大きな意義を持つものです。

旧吉田保育所跡地を多目的広場として暫定的に整備することによって、地域住民が安全で安心して過ごせる場所の創出と、地域の活性化やコミュニティの形成に寄与することができるのではないかと考えます。

以上の趣旨から、下記の事項について請願するものです。

・請願事項

- ・旧吉田保育所跡地を整地し多目的に利用できる広場として整備すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和7年8月25日

請願者代表

住所 取手市吉田 236 番地

氏名 市政協力員兼吉田区長

倉持 光司 ほか473人

取手市議会議長 殿

小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願

紹介議員 赤羽 直一

・請願趣旨

小貝川フラワーカナルから誕生した「小貝川三次元プロジェクト事業」は、「小貝川の自然環境の中で、水・陸・空の三次元を活用し、大人も子供も、高齢者も障害者も、時間と場所を共有し、思いっきり遊び、学び、交流することを通じて、福祉・教育・環境といった分野の事業を展開することにより、人々の相互理解と、生活の質の向上に寄与する事を目的」として、藤代町時代に始まりました。その事業の核となる「小貝川ポニー牧場」はハーモニー運動創始者の理念のもと、長年にわたり取手市および近隣地の多くの子どもたちにとって、貴重な体験と学びの場となってきました。馬のお世話等を通じて、命の尊さや社会性、協調性などを自然に身につけることができるこの場所は、地域の有志によって環境整備されてきた小貝川の優しく豊かな自然環境との相乗効果等により、奇跡的な価値を長年生み出し続けています。特に馬介在活動は心の癒し効果や利用者評価も高く、生きる勇気の原動力、子どもたちの夢を育む拠点ともなっています。実際、この牧場を目的に取手市へ移住されたご家族もある等、地域振興にも大変貢献しています。また、市内で唯一、日常的に自然体験や動物とも触れ合える公共性の高い空間として、次のような重要な役割も果たしています。

・障害のある方へのケア・療育的支援の場・不登校児童・生徒の受け入れと居場所・子育て支援の場・馬に関わる職業を志す子どもたちへの育成の場・保育園や小中学校（職場体験等）の学びの場・高齢者の生きがいや健康増進の場・環境保全や防災学習の場 等々
しかし現在、馬房等の老朽化および当該事業打ち切り案の打診等により、当該事業の現受託事業者は今年度末で受託終了を表明しています。このままでは、子どもや親子の大切な居場所が失われるだけでなく、「小貝川生き生きクラブ」を中心に20年前より醸成される「インクルーシブ」的空間も失われ、地域コミュニティの喪失も危惧されます。

つきましては、以下の事項について真摯に請願致します。

・請願事項

- 1 小貝川ポニー教室で積み重ねてきた「子どもの気持ちを大切に」、明るく・元気に・骨惜しみしない雰囲気を継承するようなポニー牧場の存続を前提に、継続して下さい。
- 2 安全に利用できるよう馬房や関連施設（生き生きクラブ棟等）の修繕を行った上で、の活用をお願いします。
- 3 高齢福祉、教育、不登校支援、障害者ケア、子育て支援といった観点から、本事業の社会的役割について関係者を含めて再評価し、幅広い政策的視点で適正な事業規模及び予算確保・運営をお願いします。
- 4 藤代スポーツセンターと、一体的な施設として見直し、子供から高齢者までの幅広い年齢層の社会教育施設として、再整備の検討をお願いします。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和7年8月25日

請願者代表

住所 取手市櫛木 49

氏名 特定非営利活動法人小貝川プロジェクト 21

理事長 井草 雄太郎 ほかに932人

取手市議会議長 殿